

パブリックコメント第58号

「常陸大宮市災害廃棄物処理計画(案)」に対するご意見を募集します

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨による膨大な量の災害廃棄物が発生している状況にあります。

このような災害で発生する災害廃棄物は、多種の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一度に大量に発生するだけでなく、市民の健康または生活環境に重大な被害が生じるおそれのあるものを含む場合があるため、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があります。

以上のことから本市では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的とした、「常陸大宮市災害廃棄物処理計画」を策定するに当たり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

◎案の公表日

令和3年12月10日(金)

◎意見の募集期間

令和3年12月10日(金)～令和4年1月11日(火)

◎公表案および公表方法

○公表案

「常陸大宮市災害廃棄物処理計画(案)」

○公表方法

- ・市役所生活環境課生活環境G(本庁1階)および各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

意見応募用紙は、市のホームページからダウンロードしていただくか、市役所市民生活部生活環境課生活環境G(本庁1階)または各支所総合窓口・地域振興Gにおいてある用紙をご利用ください。意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参・・・市役所生活環境課生活環境G(本庁1階)または各支所総合窓口・地域振興G
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市役所市民生活部生活環境課生活環境G

- ・FAX・・・常陸大宮市役所市民生活部生活環境課生活環境G FAX 53-5415

- ・Eメール・・・kankyou@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市災害廃棄物処理計画(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版および市ホームページにて公表します。
- ・市役所市民生活部生活環境課(本庁1階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

「常陸大宮市災害廃棄物処理計画(案)」の概要

1. 計画策定の背景・目的

緑豊かな森林や清流に恵まれる本市ですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの建物被害が発生し、また、令和元年東日本台風では堤防が決壊し、主に久慈川および那珂川流域にて家屋や田畑、道路などに大きな浸水被害が発生しました。

このような災害で発生する災害廃棄物は、人の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるおそれがあるため、適正に、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本計画は、「常陸大宮市地域防災計画」との整合性を考慮し、災害からの復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として策定するものです。

[計画の位置づけ]

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「茨城県廃棄物処理計画」、「常陸大宮市地域防災計画」、「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」等との整合を図るとともに、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。

[対象とする災害]

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。

[対象とする廃棄物]

本計画で対象とする廃棄物は、し尿(通常家庭のし尿を除く)、避難所ごみ、災害廃棄物とします。

[災害廃棄物処理の基本方針]

災害時においても、できる限り平常時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方法を定めることとします。

◆適切かつ迅速な処理・・・処理期間を定め、迅速な処理を図ります。

◆リサイクルの推進・・・可能な限り再生利用を推進し、埋立て処分量の削減を図ります。

◆環境に配慮した処理・・・周辺環境に配慮し、適正処理を図ります。

◆衛生的な処理・・・廃棄物の有害性や腐敗性を踏まえ、優先度の高いものから処理を行います。

◆安全作業の確保・・・周辺住民や処理従事者の安全の確保の徹底を図ります。

◆経済性に配慮した処理・・・最小の費用で最大の効果が見込める処理方法の選択を図ります。

◆関係機関・関係団体や市民、事業者、ボランティアとの協力・連携

関係機関、団体と連携して処理を推進し、様々な情報の提供を図ります。

[計画の構成]

本計画の構成は、以下に示すとおりです。

第1章 総則

第2章 災害廃棄物処理のための体制等

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第6章 災害廃棄物の処理

第7章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

問 本庁 生活環境課生活環境G ☎52-1111 内線113 FAX 53-5415

✉ kankyou@city.hitachiomiya.lg.jp [HP] https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/